

## 第3部

# 福井県の環境の現状と課題

大気汚染や水質汚濁などの公害と呼ばれる課題の多くは工場等が発生源であり、法令による規制や事業者の取組みなどがあって、かなり改善されてきています。

ところが、第1部でも述べたように、廃棄物や有害化学物質の問題から地球温暖化や生態系の破壊に至るまで、今日の環境問題の多くが、日常の生活様式や通常の事業活動に起因しており、「豊かで美しい環境を将来の世代へ継承していく（福井県環境基本条例より）」ためには、早急に、こうした課題の解決を図らなければなりません。

そこで第3部では、「環境立県 福井」の実現に向けて、今後取り組んで行くべき本県の課題として、「資源の循環」、「環境関連産業の創造と振興」、「地球環境の保全」、「自然との共生」、「環境意識の醸成」の5つの分野を取り上げ、それぞれ現状と課題を概括しています。

## 第1 資源の循環

20世紀の後半において、我が国は飛躍的な経済成長を遂げ、人々は物質的豊かさを謳歌してきました。それは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムを生み出し、使用できるものまでも平気で捨ててしまう消費生活や事業活動を定着させることとなり、今や、日本全体で1年間に排出される廃棄物は、一般廃棄物<sup>\*1</sup>で約5千万トン、産業廃棄物<sup>\*2</sup>では約4億トンにも達しています。

この結果、最終処分場の逼迫や不法投棄の増加などの廃棄物問題が大きな社会問題となっています。また、廃棄物の問題は、資源の浪費や環境汚染などと密接なつながりをもっています。

これらの課題を解決するためには、廃棄物を発生させないことを第一に考え、廃棄処分する前に資源として繰り返し利用するなど、環境負荷を抑制する社会経済システムを構築していかなければなりません。

このため、国では平成12年6月に循環型社会<sup>\*3</sup>をめざす基本的枠組みを規定した「循環型社会形成推進基本法」（平成13年1月施行）を制定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」（平成12年6月改正、同年10月施行）、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（平

\*1 一般廃棄物：廃棄物処理法において、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されており、具体的には、家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどがある。

\*2 産業廃棄物：製品の製造などの事業活動に伴って工場等から排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など19種類のものを指す。

\*3 循環型社会：循環型社会形成推進基本法において、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されている。